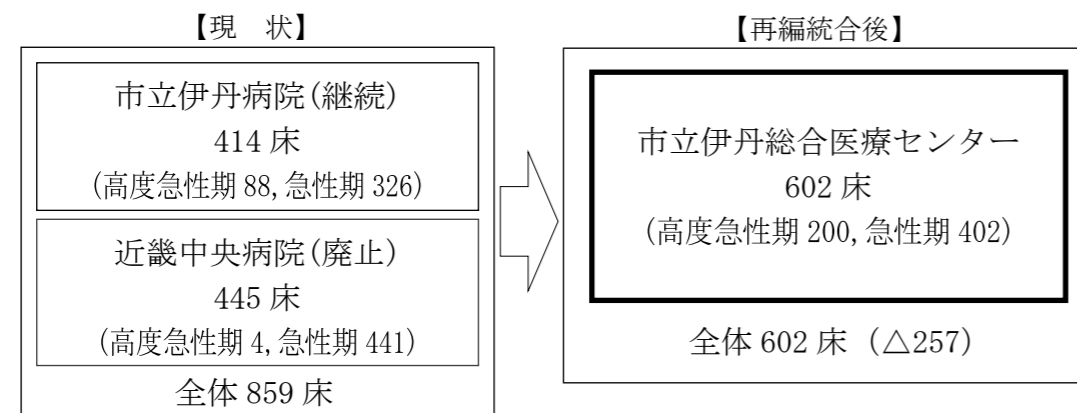


阪神圏域における基準病床数の特例について  
～市立伊丹病院と近畿中央病院の再編統合～

1 要旨

市立伊丹病院、近畿中央病院の両病院が再編統合し、開設する市立伊丹総合医療センター（仮称）の医療法第30条の4第10項に基づく基準病床数の特例について、厚生労働大臣への承認等の手続きにあたり、県医療審議会に諮る。

（再編統合の内容）



2 諮問事項

(1) 特例とすべき病床数等

- ① 特例とすべき病床数 188 床（市立伊丹病院 414 床⇒602 床）
- ② 特例とする病床の種類 一般病床
- ③ 特例とする地域 阪神医療圏域

（参考：阪神圏域の基準病床数と既存病床数）

| 圏域  | 基準病床数:A<br>(R3年4月) | 既存病床数:B<br>(R2年10月) | 差 (A-B) |
|-----|--------------------|---------------------|---------|
| 阪 神 | 12,748 床           | 15,670 床            | 2,922 床 |

(2) 特例を必要とする理由

市立伊丹総合医療センター（仮称）の開設のため。

施設の老朽化や人的体制の不足等の課題に対し、両病院が競合することなく、協力し合うことによって医師の確保に努め人員体制の強化を図るとともに、医療技術の高度化に沿った施設機能を備えることで、伊丹市内を中心とした持続的・安定的な地域医療体制を構築するため。

(3) 特例の取扱いをする病床数の算定根拠

- ・ 平成30年度（両病院 DPC データ）における市立伊丹病院、及び近畿中央病院の入院患者数は、それぞれ約 338.5 人/日、約 264.5 人/日であり、その合計は約 603 人/日である。
- ・ 新病院は、将来の平均在院日数の短縮及び周囲の医療機関との機能分化・連携や役割分担等を考慮し、約 542 人/日の入院患者数を見込み、病床稼働率を 90%として割り戻した 602 床を病床数として設定した。

(4) 関係医療施設の現況と計画について

| 時 期              | 内 容                        | 備 考   |
|------------------|----------------------------|---|
| 平成 31 年 2 月      | 市立伊丹病院あり方検討委員会検討報告書        |   |
| 令和 2 年 3 月       | 両病院の統合再編に係る基本方針の策定         |   |
| 令和 2 年 3 月 27 日  | 「重点支援区域」選定の申請              | 圏域※にて承認（北：R2.2.28、南：2.25）保健医療計画部会にて承認（R2.3.13）  |
| 令和 2 年 8 月 25 日  | 国による「重点支援区域」の選定            |   |
| 令和 2 年 12 月      | 新病院の診療機能・施設整備計画案の策定        |   |
| 令和 3 年 12 月 14 日 | 病床機能再編支援事業・医療機関再編統合等支援事業採択 | 圏域※にて承認（北：R3.10.7、南：10.8）保健医療計画部会にて承認（R3.12.14） |
| 令和 4 年 3 月 25 日  | 基準病床数の特例協議                 | 圏域※にて承認（北：R3.10.7、南：10.8）本会兼保健医療計画部会にて諮問        |
| 令和 4 年 4 月中旬     | 建設工事着工                     |   |
| 令和 7 年秋頃         | 新病院開院                      |   |

※ 阪神圏域の地域医療構想調整会議兼健康福祉推進協議会

3 医療審議会としての意見（案）

市立伊丹病院、近畿中央病院の両病院が再編統合し、市立伊丹病院が市立伊丹総合医療センター（仮称）として開設する基準病床数の特例について、承認することを適当と認める。